

申請者：星野雄介

論文題目 日本の企業年金に関する経営学的研究
－受給権保護の観点から－

審査員 花枝英樹
村田和彦
守島基博

近年、わが国では企業年金の積立不足、給付額の引き下げ、年金基金の解散による基金数の減少といった、企業年金に絡んだ問題が話題になることが多いが、本論文は、受給権保護の観点からわが国の企業年金制度の特質を解明することを目的としたものである。まず、わが国では企業年金の受給権が制度的に確保されていない事実を、主に厚生年金基金の解散時に焦点をあてて明らかにしている。そして、企業年金制度において受給権が十分に保護されていない一因として、年金基金に対するガバナンスの仕組みに問題があることを述べ、また、歴史的経緯によって退職金に比べて企業年金に関心が集まらず、受給権の法的性格が曖昧にされてきたことを主張している。

本論文の評価すべき点として、次のようなことが挙げられる。

第一に、企業年金基金の解散を契機にして起こった、テザック厚生年金基金事件、及び日本紡績厚生年金事件という2つの裁判事例の詳細な分析を通じて、わが国では企業年金の受給権が不十分にしか確保されていないことを明らかにした点である。

第二に、受給権の確保のためには、適切な年金基金の運営を行わしめるためのガバナンスの仕組みが重要になってくるとの問題意識から、厚生年金基金のガバナンス構造とその特質を明らかにした点である。厚生年金基金のガバナンスに問題があることを、加入員、受給者、事業主が持つ「ガバナンスを実施するためのインセンティブ」と「ガバナンスをする権限」に着目して分析している。最も受給権に関心が強く、ガバナンスに対するインセンティブも高い受給者には、受給権確保のために基金の解散を阻止したり、適切な理事を選出するなどの適切な権利が与えられておらず、そのため理事をコントロールすることができない点を指摘している。また、積立方式の企業年金制度においても現役加入員と受給者との間の世代間対立が発生し、ガバナンスに対する権利を持っている現役加入員がガバナンスに対するインセンティブをそれほど持ち合わせていないことと相まって、ガバナンスが機能しなくなることを指摘している点も評価に値する。

本論文の問題点としては、次の2点が指摘できる。

第一に、年金基金の制度や法的側面の分析が中心になり、事業主なり母体企業が経営の問題としてどのように企業年金を捉えているのかという経営学的な分析が、必ずしも十分でない点である。第二に、受給権の性格をより明らかにする努力が必要な点である。確かに、第5章「年金受給権の性格論」で、さまざまな条件や受給者の選択によって、受給権の法的性格が変わることは詳細に説明されている。しかし、企業が自主的に作り上げる企業年金における受給権とはそもそも何か、という議論が若干不足しているように思われる。

しかしながら、これらの問題点は本論文の意義を損なうものではなく、今後の筆者の研究の発展の中で解明されることが期待できる。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。